

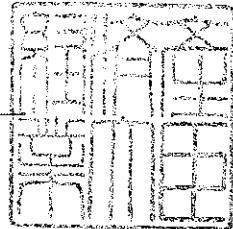
経済産業省

平成17・08・22第3号

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律等に基づく経済産業大臣の处分に係る審査基準等について

平成17年8月31日

経済産業大臣 中川 昭



原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成17年法律第48号。以下「法」という。）及び原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行規則（平成17年経済産業省令第82号。以下「施行規則」という。）に基づく経済産業大臣の处分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準及び第12条第1項の規定による処分基準は、次のとおりとする。

第1 申請に対する処分

- (1) 法第7条第2項の規定による使用済燃料再処理等積立金の取戻しに関する計画の承認及び変更の承認

法第7条第2項の規定による使用済燃料再処理等積立金の取戻しに関する計画の承認及び変更の承認に係る審査基準については、施行規則第16条第4項及び同条第6項において準用する同条第4項に承認の基準が規定されている。

- (2) 法第10条第1項の規定による資金管理法人の指定

法第10条第1項の規定による資金管理法人の指定に係る審査基準については、同条第1項及び施行規則第20条に指定の基準が規定されている。

- (3) 法第11条第1項の規定による資金管理法人の資金管理業務規程の認可及び変更の認可

法第11条第1項の規定による資金管理法人の資金管理業務規程の認可及び変更の認可に係る審査基準については、施行規則第24条各号に規定する資金

管理業務規程に定めるべき事項が不備なく定められ、かつその内容が法第11条第2項各号に適合することとする。

(4) 法第12条第1項の規定による資金管理法人の事業計画書及び収支予算書の認可及び変更の認可

法第12条第1項の規定による資金管理法人の事業計画書及び収支予算書の認可及び変更の認可に係る審査基準については、事業計画書及び収支予算書が以下の方針に基づき整理されており、当該事業計画書及び収支予算書に基づく資金管理業務が再処理等の適正かつ確実な実施に支障が生ずるおそれがないと認められることとする。

① 事業計画書

事業計画書には以下の事項を記載するものとする。

イ 当該年度の使用済燃料再処理等積立金の管理の方針

ロ 当該年度の使用済燃料再処理等積立金の取戻しに関する支出確認の方針

② 収支予算書

収支予算書には以下のとおり整理するものとする。

イ 特定実用発電用原子炉設置者等ごとに勘定を設けること。

ロ 勘定は、積立金勘定、管理費勘定及び両勘定の合計に整理すること。

ハ 収入の部と支出の部に整理すること。

ニ 収入の部は、積立金預り金収入、積立金預り金運用収入、積立金預り金取崩収入、積立金事業管理費収入、雑収入及びこれらの合計に整理すること。

ホ 支出の部は、積立金預り金支出、積立金取戻支出、利息払渡支出、積立金事業管理費及びこれらの合計に整理すること。

(5) 法第13条の規定による資金管理法人の資金管理業務の休廃止の許可

法第13条の規定による資金管理法人の資金管理業務の休廃止の許可に係る審査基準については、資金管理法人が資金管理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止することにより再処理等の適正な実施に支障が生ずるおそれがないと認められることとする。

(6) 法附則第3条第3項ただし書の規定による承認

法附則第3条第3項ただし書の規定による承認に係る審査基準については、施行規則附則第7条第4項に承認の基準が規定されている。

(7) 施行規則第4条第1項の規定による使用済燃料再処理等積立金の分割積立てを認めること

施行規則第4条第1項の規定による使用済燃料再処理等積立金の分割積立て

を認める審査基準については、同項に規定しているところであり、より具体的には、以下のとおりとする。

- ① 再処理等の適正な実施に支障が生ずるおそれがないと認める場合とは、申請された分割積立てをすることによって、当該年度の再処理等の実施に要する費用の支出に支障を来すおそれがない場合とする。
- ② 資金管理業務の運営に支障が生ずるおそれがない場合とは、分割回数が必要以上に多いと資金管理法人の資金管理業務に支障を来すおそれがあることから、分割回数が年度4回以下の場合とする。

(8) 施行規則附則第8条の規定による法附則第3条第3項の積立ての分割積立てを認めること

施行規則附則第8条の規定による法附則第3条第3項の積立ての分割積立てを認める審査基準については、上記(7)の審査基準を準用するものとする。

第2 不利益処分

(1) 法第3条第1項及び第6項の規定による通知

法第3条第1項及び第6項の規定による通知に係る処分基準については、これらの規定に通知を行う場合が規定されており、また、通知する額については、同条第4項の規定に基づき施行規則第6条の算定基準に従って算定される。

(2) 法第11条第3項の規定による資金管理法人に対する資金管理業務規程の変更命令

法第11条第3項の規定による資金管理法人に対する資金管理業務規程の変更命令に係る処分基準については、同項の規定に基づき、個々の事例ごとに判断するものであるが、施行規則第24条各号に規定する資金管理業務規程に定めるべき事項が不備なく定められ、かつその内容が法第11条第2項各号に適合している場合には、同条第3項の規定による資金管理法人に対する資金管理業務規程の変更命令は発動されないものとする。

(3) 法第16条の規定による資金管理法人の役員の解任命令

法第16条の規定による資金管理法人の役員の解任命令に係る処分基準については、同条に命令の基準が規定されている。

(4) 法第17条の規定による資金管理法人に対する監督命令

法第17条の規定による資金管理法人に対する監督命令に係る処分基準については、法第18条第1項各号（第3号の処分にあっては、法第17条の規定による命令を除く。）に該当する蓋然性が高いものの業務の改善が見込まれる場合その他資金管理業務を適正かつ確実に実施させるために必要と認める場合とする。

(5) 法第18条第1項の規定による資金管理法人の指定の取消し
法第18条第1項の規定による資金管理法人の指定の取消しに係る処分基準
については、同項に取消しの基準が規定されている。

(6) 法附則第3条第1項の規定による通知

法附則第3条第1項の規定による通知係る処分基準については、同項に通知
を行う場合が規定されており、また、通知する額については、同条第5項にお
いて準用する第3条第4項の規定に基づき施行規則附則第11条の算定基準に
従って算定される。

附 則

この訓令は、平成17年9月1日から施行する。